慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	民族の企業化（上）
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.4 (1914. 5) ,p.417(37)- 439(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19140501-0037
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140501-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

にして經濟史殊に商業史の書としては

De Rooy,

Geschiednis van den nederlandschen Handel. Amsterdam 1856.

Koenen,

Vorlezingen over de geschiednis des nederlandschen Handels. Amsterdam 1853.

De Jonge,

Geschiednis van het nederlandschen Zeewesen.

Koenen,

Voorlezinge over de Geschiednis der Scheepsvaart.

Koenen,

Geschiednis der Joden in Nederland.

等あり。ヴセリンクスに關するものは後に掲ぐ)。

民族の企業化(上)

阿部秀助

われ爾曹を遣すは羊を狼の中に入るゝが如し、故に蛇の如く智く鴿の如く馴良かれ慎で人に戒心せよ盜じ人なんぢらを集議所に解し又その會堂にて鞭つべければ也この邑にて人なんぢらを責なば他の邑に逃れよ。

(馬太傳第十章)

「彼の性格は彼の運命なり」(一)とは、現時獨逸文壇の雄將、ヤコブ、ワッサーマーン」が其の處女作を飾れる言にして、げに此語の意義を最も直截に、最も痛切に證明せるもの中世に於ける猶太民族より甚しきはなかる可し、而して彼等が地上に印したる放浪的生活は、さながら風に動かさるゝ葦の如きに不拘、然かも破折の患を招かずして、尙ほ現時金權界の牛耳を握れる所以のものは、其根柢に於て、「セム」民族の通有性たる打算的實際的の理解力に歸せざる可からず(二)我等は此點に於て現時、此問

題の研究者が、商業殊に金貸業に對して猶太民族の國民的、人種的性格が特別に適合せりとの主張は何等の根柢を有せず、實に猶太民族と他民族との差は質的にあらずして、數量的なり、換言すれば Entweder oder の問題にあらずして寧ろ Mehr oder Weniger の問題なり、(三)の言に衷心滿足を表すること能はざるものゝ一人なり、想ふて中世に於ける猶太民族に對する他民族の憎(にくしみ)、呪は、さながら現時の資本家に對する勞働者階級の憎、呪に比して優るとも劣るものなかりき、遮莫(さぁ)、眞を求めんとする我等の心は、姑らく、獨逸の評論家「グロットフス」が「總ての忿怒は消去れり、我等は審判の庭に、罪ある人を見ずして、寧ろ只だ「人」を見る(哲人「ニーチェ」に對する評論の一節)(四)との言を體得せざる可からず。

中世に於ける猶太民族の企業に關する研究は、之れを前にしては「ストッベー」「ロッヒル」(五)あり、之れを後にしては「ホニーグル」「カロ」「ホフマーン」(六)あり、殊に「ホフマーン」の如きは、從來此問題の研究者が手を付くること能はざりし希伯來的史料を參考して、幾多新光明を齎らせし點多きも、然かも尙ほ此問題は依然として terra ignota の觀あり、若し夫れ「ゾムバルト」教授の最近の著たる「猶太民族と經濟生活」(Die Juden und das Wirtschaftsleben) に至りては、近世に於ける彼等の發展に詳にして、中世の部分は殆んど之れを缺如せり、而して吾人にとりて、最も重要なる意義を有し、且つ最も興味あり、最も困難なる問題は實に中世に於ける猶太民族の企業的資本が如何にして成立せしやの疑問を解決するにあり。

要するに、呪はる可き運命を史上に載せて、然かも尙ほ彼等が生存の權利を主張し得たりし所以のものは、其根本に於て彼等の性格を絶えず其環境に適合せしめしによる、彼の資本主義を以て單純なる地代說の上に築くが如きは、只だ唯物論的迷信を繰返すものに過ぎざるなり。

(一) Wassermann. Die Juden von Zirndorf. s. 92.
(二) Meyer, Geschichte des Altertums Bl. II. S. 385.
(三) Hoffmann, Der Geldhandel der deutschen Juden Während des Mittelalters bis zum Jahre 1350. S. 122.
(四) Grothuss, Probleme und Charakter Köpfe. S. 22.
(五) Stobbe, Die Juden in Deutschland während des Mittelalters u. Roscher, Die Stellung der Juden in Mittelalter, betrachtet vom Standpunkt der allgemeinen Handelspolitik.
(六) Höniger, Zur Geschichte der Juden in Deutschland im früheren Mittelalter.
Caro, Sozial-und Wirtschaftsgeschichte der Juden im Mittelalter und der Neuzeit. Bl. Das frühere und das hohe Mittelalter.

紀元後七十年聖都「イェルサレム」に於ける殿堂の破壞と共に、猶太民國が滅亡の淵に臨し時代の「パレスチナ」內外に於ける此民族の經濟的行爲は、多く農業及手工業にして、商業殊に金貸業の如きは、極めて小範圍に行はれしに過ぎざりしが(一)其間、尙ほ一二富豪の徒の存せしことは、當時の諺として後世に傳はりし、「彼の牧場は波斯王の寶庫よりも多くの價値を有す」と稱せられし、長老「ユダ」一世(二世紀の後半期)及それより、も尙ほ富めりと稱せられし「ユダ」二世の如きによつて知るを得可し、(二)然かも、其後、「パレスチナ」が羅馬領となるや、穀物稅、人畜稅等の收歛は到る處に行はれ、殊に紀元後三百五十二年、彼等は反旗を翻せしも、ならず、爲めに課稅は益々過酷となり、其結果として、彼等が非常なる窮狀に陷りしことは當時同地に在住せし「アガヂスト」の言に「以前は金貨を見しこと屢々なりしも、今は殆んど之れを見ざるとと共に、民は只だ苦の爲めに疾弊するのみ」(三)とあるに徵して明かなり、斯くの如く、「パレスチナ」に於ける猶太民族が經濟上何等發展の見る可きものなかりしに對して、鄰國「バビロニア」に於ける猶太民族は土地經營者として著しく好成績を擧ぐるに至れり、其理由としては當時「ユーフラチス」流域には、所有主の確定せざる土地多く、

是等の土地は開墾に從事せしもの直ちに所有し得る權利を附與せられたり、斯くて此地定住の猶太人よりは「チヤマバル」「アクイレヰ」(三世紀の終末)「ウナバ」「チヤ」「ラバ」「バル」「ヨセフ」「バル」「チヤウナ」(四世紀)等の富豪輩出し、彼等の中には關稅抵當貸の如きものに從事せしものあり(四)次ぎに「パレスチナ」以西に於ける猶太民族の經濟的活動を考察するに先ちて玆に一言す可きとは、古代に於ける猶太民族が「フェニキア」に代りて東西兩洋の商權を獲得せりとなす、「キニゼルバッハ」の假定說なりとす、(五)而して此說は事實上七世紀の初期に至る迄歐亞交通の媒介者たりし「シリア」商人(negotiatiores Syrici)と混同せるより生ぜし辟論にして、當時の猶太民族は依然として「アモラ」「ラプ」(三世紀の前半期)が云へるが如く農業を愛せし民族なりとす、此點に就きて有名なる商法史家「ゴールトシュミット」が「猶太民族は商業的國民にあらざりき」(古代に於て)(六)と云へるは正鵠を得たる論なりと信ず、只だ玆に一の除外例として認む可きものは、歷山府在住の猶太人にして、彼等は早くより商業及金貸業に從事せり、卽ち彼等の或者は政府の許可を得て輸出向穀物監督の任に當り、又た或者は海川交通の事業を經營し、殊に彼等もして、其富の大部分を集

積せしめしものは、金貸業にして、卽ち彼等の中には、「アグリッパ」王に二十萬「ドラヒメ」(古代希臘の銀貨にして、各地方にて相場同じからざるも、約五、瓦內外の重量を有す)を貸與せしものあり、皇帝「クラウヂュス」の母の御側用人たりしものあり、又た「エシオピア」の女王「カンダケ」の藏相たりしものあり、(七)然かも百十六年及十七年の慘殺と四百十五年に於ける迫害とは同地方に於ける彼等の經濟的源泉を全く乾涸せしむるに至れり、(八)轉じて希臘方面に於ける彼等の活動は商業上には何等見る可きものなく、只だ農業、養蜂業、養蠶業に從事せるもの多く、「シヽリー」王、「ロジヤー」二世が希臘より猶太人の織匠を其故國に傭聘せしが如き此間の消息を語るものなりとす、(九)又た「ビザンチン」帝國にありては絹織物、製油、穀物、其他生活上の必需品は總て專賣的制度の下にありしを以て、猶太人の商業的活動は何等見る可きものなし、(十)次ぎに以太利に於ける猶太人の社會的地位が良好ならざりしことは、羅馬の如き彼等の中より幾多の無產者階級の徒を出し、自餘の徒も多く裁縫師、鍛工の如き手工業者にして、(十一)東洋方面より同市への奢侈品の輸入は前に述べたる「シリア」の商人と歷山府在住の猶太人によりて營まれしものなりとす、又た西班牙及獨逸地方に於ける猶太人も羅馬帝政時代の末期迄は商業上、何等活動の痕跡を見ず。

以上の史的研究を概論すること次の如し。

羅馬帝國滅亡の時期に至る迄猶太民族によりて集積せられたる大なる富は、只だ「パビロニア」方面に於ける彼等の土地經營と金貸事業とに於てのみ之れを見るのみ、專ら彼の商業的行爲によりて集積せられたる歷山府猶太人の資金は五世紀の初期に於て全く掠奪的悲運の下に煙の如く散ずるに至れり。

(一) Herzfeld, Handelsgeschichte der Juden des Altertum. S. 165.
(二) Grätz, Geschichte der Juden, IV. S. 232.
(三) Grätz. IV. S. 366.
(四) Grätz, IV. S. 254. u. 322.
(五) Klosselbach, Der Gang des Welthandels, S. 25.
(六) Goldschmidt, Universalgeschichte des Handelsrechts. B. I. S. 52.
(七) Herzfeld, s. 238.
(八) Grätz, IV III. s. 107—119. u 362. u. 507.
(九) Pertz, Monumenta Germaniae, V.s. 192.
(十) Hüllmann, Geschichte des byzantischen Handels.
(十一) Berliner, Die Juden in Rome. I. s. 98.

三

民族移動の混沌たる間に於て日耳曼民族によりてなされたる國家が、羅馬領内に成立するや、此地方の猶太民族は日耳曼民族と共に Cives Romani の特權を有せしを以て、彼等は自から地主として活動するに至れり、卽ち Codex Teodorici (XII, 1.157—158)に現はれたる「キヨルン」の一猶太人の如き、(四世紀の中期)其他、蒙古軍侵入以前に於ける「シュレジェン」の土地經營の如き(一)又た佛蘭西地方の猶太人が自由に其農業を營みしことは「ナルボンニユ」附近の丘陵に Mon iudaicus の名稱存するによりて或は「リオン」附近の地方にも、之れに類似の事實あるによりて知るを得可し、(二)次ぎに伊太利方面にては、六世紀の頃「ロンバルヂー」地方に於ける猶太人の地主が多數の基督教徒を使役せしことと及「シヽリー」に於ける寺領が多く猶太人の手に落ちしことを證明せる「グレゴリー」一世の書信によりて、知るを得可し、(三)其他、五百三十八年及五百四十一年に於ける「オルレアン」の結集、五百八十一年の「マーコン」の結集、五百八十九年の「トレドー」の結集等も此間の消息を語るものなりとす、(四)然かも、其後、

猶太人の經濟的、社會的地位に對して、多少の變化を與ふる原因發生するに至れり、卽ち此原因となりしものは、日耳曼民族が「アリアニスムス」より羅馬を中心とせる舊教に改宗せしことなりとす、之れによりて舊教を奉せる羅馬人と新たに舊教化せる日耳曼民族との間に混血作用行はれ、其結果として猶太民族は必ずしも Cives Romani と符合せず、斯くて一方には彼等に對する羅馬法の勢力及ばざるものあると共に、又た一方には各民族の地方法なるものも、彼等を之れが適用範圍外に置けるを以て、彼等は從來の如く、自己の財産の安固を保つこと能はずして、土地讓渡、換言すれば不動産を動産化する現象を生ずるに至れり、而して此の如き現象は「ブランク」王國にては遲くとも六世紀の後半期に、伊太利にては七世紀に於て發生せり、但是等の現象は何れの地方にありても、悉く行はれしと云ふにあらず、例者、西班牙に於ける猶太民族は單に「グラナダ」「タラゴア」の如き都市に定住せしのみならず、又た地方にありて、多くの奴隷を使役し以て葡萄園及橄欖園等を經營せしが(五)六百九十四年に至り西「ゴス」の主權者は信仰上の統一の爲め一切、猶太民族は其領内に於て土地、家屋を所有することを能はざるを命ずるに至れり、(六)然かも西班牙に於け

る亞刺比亞人の領内にては却て彼等を歡迎し、かくて彼等は長く此地にて不動產の富を維持するに至れり(七)又た十一世紀に於ける獨逸にて彼等が土地を所有せし事實甚はだ多し、卽ち「マインツ」に於ける猶太敎の宣敎師「ラベニューグルソン」(千二十八年)の記錄によれば、當時猶太人にして葡萄園及農地を所有せしもの多く、婦人にして結婚の際、家屋及土地を齎らし、又た「ハインリッヒ」四世が「スパイレル」に於ける三人の猶太人に對する特許狀は明かに彼等の土地所有權を認定せるものにして、十一世紀の終末にも彼等が葡萄園を所有せる實證あり、加ふるに彼等の一人は其所有地の一部を基督敎徒に貸借せり、降て十二世紀に於ても彼等が「シュレジン」にて土地を所有せしことは千百五十年頃彼等の一人が「ブレスラウ」の南西十三「キロメートル」の地にある「チンツ」村を領せしにて知るを得可し、以上の例證は明かに獨逸の猶太人が十二世紀迄は主として農業によりて生活せることを意味するものなりとす、而して此世紀以後に於いても彼等が金貸業をなせし結果として自から土地を所有せし場合多く、或者は數多の大村を有し、或者は諸侯の采邑を領せり、只だ是等の場合に於ては、彼等は尙ほ貴族的地主の如く土地よりの收益を求

めしものにして、自から手を土地に下せし場合は極めて僅少となす、殊に六世紀末に於て彼等の主なる職業が金貸なりしと、公民として彼等の社會的地位が極めて不確定なりしと、屢々迫害を被むり、其財產を沒收せらるゝの厄に遭遇せしことは、彼等の所有權の下にありしものを、務めて動產化せんとの努力を生ずるに至れり、而して是等の動產化されたるものが、此以後猶太人の世界的商業に向て其が物的基礎となれりとなす「シッペル」の言は略ぼ事實に近しと信ず(九)されど之れ只だ物的基礎のみ吾人は一面に於て彼等の精神的基礎なるを忘る可からず。

(一) Hoffmann, Der Geldhandel der deutschen Juden während des Mittelalters bis zum Jahre 1350. s. 3.
(二) Bouquet, Recuil des historiens des Gaules. IX. 521.
(三) Grogori, opp. IV. 21 u. Epistolae. s. 255.
(四) Grätz, Die westgotische Gesetzgebung in betreff der Juden. s. 71.
(五) Lex Visigothorum, L. XII
(六) Grätz, s. 29.
(七) " Hoffmann, s. 3.
(八) Hoffmann. s. 6.
(九) Schipper, Anfänge des Kapitalismus bei den abendländischen Juden im früheren Mittelalter (Zeitschrift für Volkswirtschaft, sozialpolitik u. Verwaltung. BXV, s. 511.)

四

吾人が既に述べたるが如く、伊太利、佛蘭西、西班牙に於ける猶太民族の主業は少くとも紀元後六世紀迄は農業にして、商業は尚ほ充分なる發達をなさず、而して當時の商業に於て比較的重要なる意義を有せしものは、人口の減少せし都市又たは未墾地多き農場に勞力を供給する奴隷商賣にして、伊太利は實に當時にありて、之れが中心たるの觀を呈せり、而して「グレゴリー」一世の如きは奴隷制度其者を是認せしに不拘、彼は自己の目的の爲めに「アングロ、サクソン」の奴隷を求めしことあり、基督教徒の多くが奴隷として猶太人に使役せらるゝを見て、斷然羅馬及「ナポリ」に於ける奴隷市場の閉鎖を命ずるに至れり(一)此結果として大なる損害を被むりしものは、伊太利在住の猶太人にして、彼等の或者は更に他の販路を求むる爲め「ゴール」地方に赴きしものあり、又た或者は官吏に賄賂を贈りて、自己の商賣の永續せんことを計りしものあり、尚ほ「ナポリ」の「バジルス」の如きは、自己の商賣を遂行せんが爲め、其子をして假りに基督教の洗禮を受けせしめしことあり(二)其後、法王の態度は

稍々寛大となりしも、各地方に於ける結集は益々此商賣の背理なる所以を攻擊せり例者「トレドー」の結集(六百五十六年)にては教導職に從事するものにして基督教徒を奴隷として西班牙の猶太人に賣渡すを禁じ、又た「オルレアン」及「マーコン」の結集の決議によれば、基督教徒は猶太人より奴隷一人を十二「ソリヂ」(當時一般商業上の通貨として流通せし金貨)にて買ひ、之れを自由に解放する權利を賦與するに至れり、斯くて「マルセイユ」及「ツールーズ」の猶太人は、七世紀に於て專ら其販路を英國に求むるに至れり(三)而して之れと前後して、佛國の猶太人は既に商品取引に從事せし證左あり、卽ち巴里在住の「プリスカス」は王「チルペリヒ」の御用商人として殊に王の知遇を被むり、又た「ツール」の「グレゴリー」の記せし處によれば「クレルーモン」の僧正が屢々其地方の猶太人より高價の香料を購求せし如きあり(四)蓋、當時にありて、高貴の僧官は猶太人にとりて最も大切なる顧客にして、彼等は更に進んで尼寺にも出入せり、而して當時佛國内の猶太人が商業上及財政上重要なる地位を有せしことは、彼等を最も惡みし「ダゴベルト」王が其の領内より猶太商人を排斥し能はざりしのみならず、併せて自己の財務顧問として「サロモン」なる一猶太人を採用せ

しにて知るを得可し、(五)而して斯くの如き重要なる地位を占めしことは、彼等が單に富を有せしが故のみにあらずして、寧ろ彼等の理財的能力に歸せざるを得ず、次ぎに此時代に於て東洋方面の物産たる絹織物、埃及産麻布等が佛蘭西の南部「ナルボンヌ」「ボルドー」及中部「オルレアン」及「ツール」等に出現せしては、多く「シリア」商人の媒介によるも、其間猶太人も亦た間接に之れが媒介者の地位に立ちしものなりとす、而して西部歐洲の猶太人が東洋方面と直接の關係を有するに至りしは、七世紀の後にして爾後約百年に亙りて、彼等は東洋方面の商品に對する只一の取引者として、殆んど獨占的の勢力を有するに至れり、何となれば「シリア」商人の西部歐洲に於て勢力を有せしは六世紀迄にして、又た一方にては亞剌比亞商人は概して十一世紀迄は西方に於て其商業的活動の見る可きものなく、「スラブ」及希臘の商人は共に其取引範圍を東部地方のみに限りしを以てなり、(六)尙ほ是等猶太民族の東洋貿易が著しく發達せし理由は、「カロリンガ」朝、殊に「カール」大帝の如き能く、東洋方面より來る物産を理解し厚き保護を彼等に加へしによるものなりとす、而して彼等は其保護に對して時々、貢物を呈する外は關稅、國稅其他一切の支出を免せられしものなりとす、但此制度も後世に至りては、多少訂正せられて、年々或は二年毎に其利益の一部を獻せしものなりとす、又た西部地方にては基督教徒の商人が純益の十一分の一を提供するに對して、猶太人は之が十分の一を納めしものなりとす、尙ほ西歐の猶太人が商人として東洋方面に赴きし事實は、紀元九世紀に於ける亞剌比亞の驛遞監「イブ、コルダドベー」の記述と「カサレン」王の下にある西班牙の猶太人「チヤスヂ」の書信によりて明かなり、(七)卽ち此記述に從へば、此時、猶太の商人が東洋方面に赴きし通路は大略四つあり、卽ち第一の通路は海路にして、先づ佛國より海路埃及に出で、更に紅海を經て印度洋に達するもの、第二は海陸相半ばするものにして、地中海より北部「シリア」の大河「オロンテス」(現時の「ナール、エル、アシ」)河口に上陸し、更に「ユーフラート」「バグラット」「チグリス」波斯灣を經て印度洋に達するもの、第三は陸路にして先づ西部歐羅巴より獨逸及「スラブ」民族の地方を經て「カサレン」王國の首部「イチル」に達し、(「ガサレン」は「ウオルガ」河畔の王國にして、其首都「イチル」は約百年を通じて「ブルガリア」露國、希臘等の諸國の商人が集合する最も重要なる市場にして、殊に紀元後七百二十三年「ビザンチン」帝國に於ける猶太人追逐せらるゝや、彼等

の多數は此王國に移住し、專ら亞細亞及希臘方面に對する取引をなせり、更に「カスピ」海を渡りて中央亞細亞方面に至るもの、第四は同じく陸路に依るものにして、先づ佛、西兩國地方より亞弗利加に渡り、之れが北岸をたどりて濠西に出で更に「シリア」「バビロニア」を經て印度、支那方面に達せり而して彼等は其途次の海港に於て到る處に同族の在住するものあるを以て、之れが爲め取引上、非常なる便益を被むれり、又た復航の際には彼等の一部は「コンスタンチノプル」に赴き、此地にて其が東洋方面より齎らしたる一部を賣却せり、而して當時取引に上りし貨物は、奴隷、小兒絹（西班牙及希臘産）毛皮、刀劍（以上歐洲より東洋方面へ齎らせし物）麝香、蘆薈、樟腦、肉桂（以上東洋より歐洲に齎らせし物）（八）等なりとす、蓋猶太人は是等の東洋的産物によりて大なる利益を獲得するに極めて好都合の地位にありしことは、彼等の顧客が購買力の貧弱なる農民の徒にあらずして、當時にありては富者の地位にありし王侯或は高貴の僧侶たりし故なりとす、彼の「マインツ」の大僧正「リシュルフ」が一猶太人の齎らしたる珍獸を購求せしが如きは當時にありて顯著なる例證にして（九）其他各寺院の内殿を飾れる絨氈の如き、多く彼等によりて齎らされしものにして、殊に彼等の利得を大ならしめしものは、單に是等の貨物が珍奇、高價のものなるが爲にあらずして、彼等が是等の貨物を獲得する際、代償として使用したる奴隷が比較的低廉なりしによるものなりとす、要するに、猶太人對高貴の僧侶の關係を斷絶せしめんとする幾多の法王令と各地方の結集の決議ありしに不拘、十世紀迄は其間何等の變化を見ざりしものなりとす、（十）尙ほ猶太人が東洋方面に赴きし事實は、以上述べたる外、「サン、ガレン」の一僧侶の語りし處によれば、「フランク」王國の猶太人は屢々「パレスチナ」方面より高價の物品を齎らし、嘗て「ナルボンヌ」港に一船舶の出現せし際、同地の人々は Judaeos の言を繰り返せり、又た「ルードウィヒ、デル、プロンメ」は當時の猶太人に向て東洋方面に渡航する朱印狀を與へたり、又た「ヴェニス」の大統領「ペトルス」が「マインツ」の大僧正に與へし書信中には、猶太人が「イェルサレム」より獨逸に毛織物、金屬、香料等を齎らせしことを記せり、（十一）尙ほ茲に一の假定說あり、そは近時「マキシミリアン、グムブロウヰッ」によりて代表せらるものにして、卽ち猶太人を以て北方「バルチック」方面と亞細亞方面との間に於ける商業の（其盛大なりしは八世紀より十世紀の初期に至る迄）只一の代表者と云ふにあり、而して此假定說の

基礎となるものは、露國及「バルチック」海方面に於て東洋方面の銀貨の夥しく發見せらるゝことなりとす、但し前に掲げし「イブ、ヨルダッドベー」の記述によれば、當時露西亞人殊に「スカンヂナビア」人は單に海賊としてにあらずして、寧ろ平和的商人として「カスピ」海を渡りて「バグラット」方面に赴きし事實あるを以て見れば、此假定說は直ちに採用すること能はざるなり(十二)之れを要するに、八世紀及九世紀に於ける猶太人の資産が增加せしは、專ら商業上の利益に基くもの多く、而して以上の如き富を齎らせし原因は彼等の人格上の要素以外に(一)「ルードウヰヒデルフロムメ」王の言にあるが如き默許主義(二)東洋貿易の獨占的行爲(三)特別なる法律上の保護(四)納稅力(五)市場取引上宗教を異にする結果一般民衆に對して最も重要視せられしことなどとす、然るに其後彼等の東洋方面に對する獨占的地位を、奪はんとするものの出現するに至れり、卽ち以太利方面に於ける「アマルフイ」「ヴェニス」等の商業的活動にして、彼の「チヤスヂー」の書信中に「吾人は埃及其他遠土の地方より來れる商人を見る而して彼等は香料、寶石其他珍奇の產物を王侯に齎らせり」(十三)とあるは主として十世紀に於て西斑牙、歷山府及「カイロ」間に交通せし「アマルフイ」人を指定せしものなりとす、(十四)而して、九百四十五年「ヴェニス」の大統領「アルソパルチ、パッオ」が同市の船主に向て猶太商人を同船せしむることを嚴禁してより、(十五)彼等は止むを得ず、自己の貨物を「ヴェニス」の船によりて東洋方面へ輸送せし爲め、其利益の大部分は以太利商人の手に落ち、殊に九百九十二年「ヴェニス」人が「ビザンツ」帝國より得たる特權は、益々猶太人をして不利の地位に陷らしめ、(十六)斯くて、以太利の猶太人は東洋方面との直接交通を遮斷せられし結果として、彼等の多くは、更に其方向を轉じて、「ヴェニス」其他南部以太利の商人より購求せし東洋品を西部「フランク」の市場に齎らせり、次ぎに十一世紀は都市發達の時代なるが、之れが發達は歐洲に於ける企業の國際化を呼起すと共に、又た一方に於ては特殊的制度の下に歐洲商人の組合なるもの發生し、其組織の漸次鞏固となるにつれて、彼等は一方には自己の舊主たる諸侯に對抗して獨立的地位を確保すると共に、又た一方には從來、自己の前驅者として、且つ競爭者の地位に立ちし猶太人の勢力を掣肘し、更に彼等を驅逐せんとするに至れり、此解放的運動は以太利の諸市にありては、既に十世紀の中期に始まり、南部佛蘭西にては十一世紀、但獨逸にては十二世紀の前半期其他東部歐羅巴

にては其時期更に後れたり、而して十一世紀における獨逸の猶太人は商業上最も重要なる地位を有し、殊に「マインツ」其他「ライン」及「マイン」河畔の諸市に於ける彼等の取引は頗る活潑にして「ギョルン」の歳市に赴く「マインツ」商人の大多數は猶太人にして、又た此市の商人と共に有名なるは「ウォルムス」の猶太人にして、彼等は關稅を免除せられし點より「フランクフルトアム、マイン」「ハムマースタイン」「ドルトムント」「ゴスラー」等に各次の商店を設け、其が日常取引せし商品は葡萄酒、染料、食鹽、肉類等なりとす(「ヨアヒム、イブル、ヤコブ」の旅行記によれば、「ザーレ」河畔に彼等によりて製鹽事業の企てられしことあり(十七)又た彼等の或る者は露國地方より毛皮を輸入せしものあり、更に露國及波蘭地方にありては彼等は十三世紀に至る迄、商業上に最も重要なる意義を有し、就中露國にありては彼等は政府の保護によりて食鹽販賣に從事せり(十八)又た波蘭にありても彼等は各都市に大なる商店を有せしが、千二百六十二年始めて入國禁令を見るに至れり、而して彼等が當時都市の發達上極めて重要なる意義を有せしことは、新設の都市に移住せる彼等に幾多の恩典施されしを見ても、又た政治上の主權者が基督教の盛んなるにつれて、屢々法門の有力者に都市の猶太人を隷屬せしめしを見ても、猶太人が經濟上都市其者に於いて有力なる意義を有せしことを知るを得可し、例者「オット」大帝は九百七十五年に「マグデブルグ」を其市内の猶太人と共に僧正領となし、八年後に「オット」二世は更に「メルゼブルグ」寺領内に彼等を隷屬せしめ、千九十年「ロジャー」一世は「サレルノ」の大僧正に其地の猶太人を屬せしめたり(十九)斯くの如きは唯だ單に彼等より徵集せらるゝ課稅其者を目的とせしものにあらずして、寧ろ彼等其者をEigenleuteとして屬せしめしものなりとす(二十)殊に都市其者の成立に向て猶太人が重要なることを示せるものは千八十四年のSpeyer-privilegiumとなす(二十一)而して以上の如く重要視せられし所以は、只だ彼等が資力の豐富なりし所以にあらずして、都市の發達上最も必要なる企業的能力を有せしによるものなりとす、此點を最も能く證明せるものは十世紀に於ける西班牙の猶太人にして、當時に於ける彼等の大なる富は大部分彼等の企業的人格に謝す可きものなりとす、然かも此企業的人格を有する彼等は一方に於て基督教徒たる商人が漸次團結して政治上社會上の優先權を占むるに反比例して、其社會的地位を失ひ、而して其社會的地位の失落を、更に經濟上に

回復せんとする努力は彼等をして遂に「金貨の淵に投せしむるに至れり」ーゼー五八の言に「彼等が社會的地位の失落は彼等の經濟的意義の增加に比例せり」。(二十二)

(未完)

(一) Diacon, Vita Gregorii, s. 7.

(二) Güdemann, Geschichte des Erziehungswesens und der Kultur der Jude in Italien. s. 29.

(三) Grätz, Die westgotische Gesetzgebung in betreff der Juden. s. 12. u. Goldschmidt, Geschichte der Juden in England. s. 1 u. 8.

(四) Gregor, Histoire Franc. s. 12.

(五) Aronuis, Regesten No. 62.

(六) Kiesselbach, Gang des Welthandels, s. 27 u. Heyd, Geschichte des Levantehandels. BI. s. 25. 2. 59. u. 102 Scheffer-Boichorst, Zur Geschichte de Syrer. 1. s. 521.

(七) Journal Asiatique, 1865, 6, Serie, V, 512, 514.

(八) Heyd, BII. Anhänge.

(九) Pertz, Monumenta Germaniae, II. s. 707.

(十) Vogelstein-Rieger, Die Juden in Rom. I. s. 159.

(十一) Pertz, II. s. 757. u. Aronius, Nr 74 u. Nr 98.

(十二) Heyd, BI. s. 71—72.

(十三) Carmoly, Itine'raire de la Terre Sainte, I. s. 37.

(十四) Heyd, BI. s. 111.

(十五) Depping, Die Juden im Mittelalter. s. 35.

(十六) Heyd, BI. s.128.

(十七) Aronius. Nr 168 u. 170.

(十八) Sternberg, Juden in Polen. s. 15.

(十九) Aronius, Nr. 129 u. 132. u. Muratori, Antiquitates Italiae medü aevi. I. s. 899.

(二十) Scherer, Die Rechtsverhältnisse de Juden in den deutsch-Österreichischen Länder im Mittelalter. I. s.123—125.

(二十一) Aronius, Nr. 168.

(二十二) Liebe, Das Judentum in deutscher Vergangen heit. s. 7.

利子歩合に及ぼす外資輸入の影響

高城仙次郎

一　緒言

由來我國に於ける市場利子歩合は頗る高率にして企業の發達を妨害することゝ勘からず。然るに一方歐米先進國に於ける市場利子歩合は低率にして、英國の歩合の如きは我國の夫れの五割に及ばざるなり。されば、近來我政府並に民間企業家が此低利なる外國資本を輸入し、或は鐵道に、或は工業に、或は商業に之を投じて我國民經濟を發達せしめんと努めつゝあるは無理ならぬことなりと謂はざる可からず。而して我政府が第一着に大規模の低利外資の輸入を企てしは明治三十二年の五月なりとす。其際政府の募集せし外債は一千七百五十七萬七千七百五十圓の鐵道公債、七千八百〇五萬二千二百五十圓の事業公債並に二百萬圓の北海道鐵道公債にして合計金九千七百六十三萬圓なりき。此三種の外債は皆四分利付にして、其に英國に於て額面以下を以て募集せしが、其實收額は八千三百九十五萬七千百七十七圓に上れり。其後外資輸入は暫らく杜絶せしが露國と干戈を交るに至りて政府は軍事費支辨の爲め巨額の外債を募集し、戰後も尚ほ屢々種々の名稱の下に外資を輸入せるのみならず、東京市を始めとして其他の都市並に營利會社等も亦巨額の市債又は社債を海外に於て募集するに至りし結果、低利外資の輸入總額は昨年末に於て手取約十八億圓に達せり。

此巨額に上る外債中にて明治三十七、八年に於て募集せる軍事公債の實收額の一部分は直ちに海外に於て軍需品購入等に對する支拂に充當せられたるものなるが、之を差引くも尚ほ十五六億圓の外資は政府、都市並に民間企業家に依りて種種の事業に投ぜられたるなり。此外債に依りて利用せられたる資本が我國民經濟に及ぼしたる影響の重大なることは此外資輸入總額を以て我國に於ける株式、合資並に合名會社の資本總額と對照すれば明かなる可し。卽ち明治四十三年末に於る全國諸會社資本の拂込總額は十四億八千百四十萬圓なりき。されば、外債實收の總額は三年前に於ける會社企業拂込資本と略同額なりと云ふを得可し。換言すれば、我國の諸會社は大部分外國の資本を以て業を營みつゝあるものなりと云ふを